

(参考) 国立大学法人会計基準及び注解	地方独立行政法人会計基準及び注解【一般型】改訂(案) (下線部が改訂箇所)
<p>第2章 概念</p> <p>第8 資産の定義</p> <p>1 国立大学法人等の資産とは、過去の取引又は事象の結果として国立大学法人等が支配する資源であって、それにより教育研究の実施能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。</p> <p>2 資産は、流動資産及び固定資産に分類される。</p> <p>3 国立大学法人等においては、繰延資産を計上してはならない。(注8)</p> <p><注8> 繰延資産について</p> <p>1 国立大学法人等においては、国からの財源措置が行われるが、その額は、国立大学法人等に負託された業務に係る支出額に対応する形で措置されることとなる。また、研究開発費等を資産として貸借対照表に計上することは適当でないとする「研究開発費等に係る会計基準」の考え方を勘案すると、国立大学法人等においては繰延資産を計上することは適当ではなく、支出した当該事業年度の費用として処理すべきものである。</p> <p>2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。</p> <p>第15 固定負債</p> <p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)</p> <p>(1) 資産見返負債(中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体からの補助金等(補助金、負担金、交付金、補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの(運営費交付金及び施設費を除く。))を</p>	<p>第2節 概念</p> <p>第8 資産の定義</p> <p>1 地方独立行政法人の資産とは、過去の取引又は事象の結果として地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより地方独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。</p> <p>2 資産は、固定資産及び流動資産に分類される。</p> <p>3 地方独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならない。(注8)</p> <p><注8> 繰延資産について</p> <p><u>1 地方独立行政法人においては、一般的に地方公共団体からの財源措置が行われるが、その額は、通常地方独立行政法人に負託された業務に係る支出額に対応する形で措置されることとなる。また、研究開発費等を資産として貸借対照表に計上することは適当でないとする「研究開発費等に係る会計基準」の考え方を勘案すると、地方独立行政法人においては繰延資産を計上することは適当ではなく、支出した当該事業年度の費用として処理すべきものである。</u></p> <p><u>2 公立大学法人の債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。</u></p> <p>第15 固定負債</p> <p>1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)</p> <p>(1) 資産見返負債(中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取</p>

いう。以下同じ。)によりその交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図若しくは国立大学法人等があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)

- (2) 寄附金債務で一年以内に使用されないと認められるもの
- (3) 前受受託研究費(受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの
- (4) 前受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの
- (5) 前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの
- (6) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金(国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務のうち、独立行政法人国立大学財務・経営センターから独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拠出債務をいう。以下同じ。)
- (7) 長期借入金
- (8) 国立大学法人等債(国立大学法人法第33条の規定により発行する債券をいう。以下同じ。)で一年以内に償還されないもの
- (9) 退職給付(国立大学法人等の役員及び教職員の退職を事由として支払われる退職一時金、厚生年金基金から支払われる年金給付をいう。以下同じ。)に係る引当金
- (10) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの
- (11) 長期未払金
- (12) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。

得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)

- (2) 長期預り補助金等
- (3) 長期寄附金債務

- (4) 長期借入金
- (5) 退職給付(地方独立行政法人の役員及び職員の退職を事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。)に係る引当金
- (6) 退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金であって、一年以内に使用されないと認められるもの
- (7) 長期未払金
- (8) 資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。

(13) その他の負債で流動負債に属しないもの

第16 流動負債

次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。（注9）

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 授業料債務（当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。）
- (3) 預り施設費
- (4) 預り補助金等。ただし、預り科学研究費補助金等（科学研究費補助金等の当該国立大学法人等以外を補助対象とする補助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）及び固定負債に属するものを除く。
- (5) 寄附金債務。ただし、固定負債に属するものを除く。
- (6) 前受受託研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。
- (7) 前受共同研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。
- (8) 前受受託事業費等。ただし、固定負債に属するものを除く。
- (9) 前受金（年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。）
- (10) 預り科学研究費補助金等
- (11) 預り金（(3)、(4)及び(10)を除く。以下同じ。）
- (12) 短期借入金
- (13) 一年以内償還予定国立大学法人等債
- (14) 未払金（国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した未払

(9) その他の負債で流動負債に属しないもの

- 2 公立大学法人については、前受受託研究費等（受託研究費及び共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの、前受受託事業費等（受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立大学法人債（法第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）で一年以内に償還されないものは、固定負債に属するものとする。

第16 流動負債

1 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。（注9）

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 預り施設費
- (3) 預り補助金等（公立大学法人については預り科学研究費補助金等に係るものを除く。）。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。（注11）
- (4) 寄附金債務。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。
- (5) 短期借入金
- (6) 未払金（地方独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払

金をいう。以下同じ。)

- (15) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの (注10)
- (16) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの (注10)
- (17) 未払消費税等
- (18) 引当金 (資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)
- (19) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの
- (20) その他の負債で一年以内に支払われ又は返済されると認められるもの

第3章 認識及び測定

第31 有価証券の評価基準及び評価方法

- 1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。
- 2 有価証券は、国立大学法人等が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。
 - (1) 売買目的有価証券

金をいう。以下同じ。)

- (7) 地方独立行政法人の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
- (8) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの (注10)
- (9) 未払消費税等
- (10) 前受金 (受注工事、受注品等に対する前受金、年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。)
- (11) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの (注10)
- (12) 引当金 (資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)
- (13) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの
- (14) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの

- 2 公立大学法人については、授業料債務 (当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。)、前受受託研究費等 (固定負債に属するものを除く。)、前受受託事業費等 (固定負債に属するものを除く。)、預り科学研究費補助金等 (科学研究費補助金等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)、預り金 (預り施設費、預り補助金等及び預り科学研究費補助金を除く。以下同じ。) 及び公立大学法人債 (固定負債に属するものを除く。) は、流動負債に属するものとする。

第3節 認識及び測定

(※余裕金の運用関係は特段の対応なし。)

第31 有価証券の評価基準及び評価方法

- 1 有価証券の取得原価は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した金額とする。
- 2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。
 - (1) 売買目的有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注22）

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

（注23）（注24）（注25）

(3) 関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「第85 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

(4) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第85 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。

(5) その他有価証券

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（注23）

(2) 満期保有目的の債券

満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。（注24）（注25）（注26）

(3) 関係会社株式

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注22）

3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注24> 満期保有目的の債券とその他有価証券との区分

- 1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券が含まれることになる。
- 2 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分することとする。

第5章 貸借対照表

第54 負債の表示項目

- 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。
 - (1) 資産見返負債
 - (2) 長期寄附金債務

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注23）

3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

<注25> 満期保有目的の債券とその他有価証券との区分

- 1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券や、政策的な目的から保有する有価証券が含まれることになる。
- 2 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分するものとする。

第5節 貸借対照表

第55 負債の表示項目

- 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。
 - (1) 資産見返負債
 - (2) 長期預り補助金等

- (3) 長期前受受託研究費
- (4) 長期前受共同研究費
- (5) 長期前受受託事業費等
- (6) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金
- (7) 長期借入金
- (8) 国立大学法人等債
- (9) 引当金
- (10) 長期未払金
- (11) 資産除去債務
- (12) その他

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 授業料債務
- (3) 預り施設費
- (4) 預り補助金等
- (5) 寄附金債務
- (6) 前受受託研究費
- (7) 前受共同研究費
- (8) 前受受託事業費等

- (9) 前受金
- (10) 預り金
- (11) 短期借入金
- (12) 一年以内返済予定長期借入金
- (13) 一年以内償還予定国立大学法人等債
- (14) 未払金
- (15) 前受収益
- (16) 未払費用

- (3) 長期寄附金債務
- (4) 長期前受受託研究費等（公立大学法人に限る。）
- (5) 長期前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）

- (6) 長期借入金
- (7) 公立大学法人債（公立大学法人に限る。）
- (8) 引当金
- (9) 長期未払金
- (10) 資産除去債務
- (11) その他

2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

- (1) 運営費交付金債務
- (2) 授業料債務（公立大学法人に限る。）
- (3) 預り施設費
- (4) 預り補助金等
- (5) 寄附金債務
- (6) 前受受託研究費等（公立大学法人に限る。）
- (7) 前受受託事業費等（公立大学法人に限る。）

- (8) 短期借入金
- (9) 一年以内返済予定長期借入金
- (10) 一年以内償還予定公立大学法人債（公立大学法人に限る。）
- (11) 未払金
- (12) 未払費用

(17)未払消費税等

(18)引当金

(19)資産除去債務

(20)その他

第56 貸借対照表の様式

貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	×××	
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	

(13)未払消費税等

(14)前受金

(15)預り科学研究費補助金等（公立大学法人に限る。）

(16)預り金

(17)前受収益

(18)引当金

(19)資産除去債務

(20)その他

第57 貸借対照表の様式

1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。（略）

2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	

減損損失累計額	<u>×××</u>	×××
工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××
図書		×××
美術品・收藏品		×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××
建設仮勘定		×××
.....		<u>×××</u>
有形固定資産合計		×××

2 無形固定資産

特許権		×××
借地権		×××
商標権		×××
実用新案権		×××
意匠権		×××
鉱業権		×××
漁業権		×××
ソフトウェア		×××
.....		<u>×××</u>
無形固定資産合計		×××

3 投資その他の資産

投資有価証券		×××
関係会社株式		×××

減損損失累計額	×××	×××
工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
図書		×××
美術品・收藏品		×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
建設仮勘定	×××	
減損損失累計額	×××	×××
.....		×××
有形固定資産合計		×××

2 無形固定資産

特許権		×××
借地権		×××
商標権		×××
実用新案権		×××
意匠権		×××
鉱業権		×××
漁業権		×××
ソフトウェア		×××
.....		×××
無形固定資産合計		×××

3 投資その他の資産

投資有価証券		×××
関係会社株式		×××

長期貸付金		×××	
関係法人長期貸付金		×××	
長期前払費用		×××	
未収財源措置予定額		×××	
.....		<u>×××</u>	
投資その他の資産合計		×××	
固定資産合計			×××
II 流動資産			
現金及び預金		×××	
未収学生納付金収入	×××		
徴収不能引当金	<u>×××</u>	×××	
未収附属病院収入	×××		
徴収不能引当金	<u>×××</u>	×××	
受取手形	×××		
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××	
有価証券		×××	
たな卸資産		×××	
医薬品及び診療材料		×××	
前渡金		×××	
前払費用		×××	
未収収益		×××	
.....		×××	
流動資産合計			<u>×××</u>
資産合計			×××
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	×××		

長期貸付金		×××	
関係法人長期貸付金		×××	
長期前払費用		×××	
未収財源措置予定額		×××	
.....		×××	
投資その他の資産合計		×××	
固定資産合計			×××
II 流動資産			
現金及び預金		×××	
未収学生納付金収入	×××		
徴収不能引当金	×××	×××	
未収附属病院収入	×××		
徴収不能引当金	×××	×××	
受取手形	×××		
貸倒引当金	×××	×××	
有価証券		×××	
たな卸資産		×××	
医薬品及び診療材料		×××	
前渡金		×××	
前払費用		×××	
未収収益		×××	
.....		×××	
流動資産合計			×××
資産合計			×××
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	×××		

資産見返補助金等	×××	
資産見返寄附金	×××	
建設仮勘定見返運営費交付金	×××	
建設仮勘定見返施設費	×××	
建設仮勘定見返補助金等	<u>×××</u>	×××
長期寄附金債務		×××
長期前受受託研究費		×××
長期前受共同研究費		×××
長期前受受託事業費等		×××
大学改革支援・学位授与機構債 務負担金		×××
長期借入金		×××
国立大学法人等債	×××	
債券発行差額	<u>×××</u>	×××
引当金		
退職給付引当金	×××	
追加退職給付引当金	×××	
.....	<u>×××</u>	×××
資産除去債務		×××
長期未払金		×××
.....		<u>×××</u>
固定負債合計		×××

II 流動負債

運営費交付金債務	×××
授業料債務	×××
預り施設費	×××
預り補助金等	×××

資産見返補助金等	×××	
資産見返寄附金	×××	
建設仮勘定見返運営費交付 金	×××	
建設仮勘定見返施設費	×××	
建設仮勘定見返補助金等	×××	×××
長期寄附金債務		×××
長期前受受託研究費等		×××
長期前受受託事業費等		×××
長期借入金		×××
公立大学法人債	<u>×××</u>	
債券発行差額	<u>×××</u>	<u>×××</u>
引当金		
退職給付引当金	×××	
追加退職給付引当金	×××	
(何) 引当金	×××	
.....	×××	×××
資産除去債務		×××
長期未払金		×××
.....		<u>×××</u>
固定負債合計		×××

II 流動負債

運営費交付金債務	×××
授業料債務	×××
預り施設費	×××
預り補助金等	×××

寄附金債務	×××		
前受受託研究費	×××		
前受共同研究費	×××		
前受受託事業費等	×××		
前受金	×××		
預り金	×××		
短期借入金	×××		
一年以内返済予定長期借入金	×××		
一年以内償還予定国立大学法人			
等債	×××		
債券発行差額	<u>×××</u>	×××	
未払金	×××		
前受収益	×××		
未払費用	×××		
未払消費税等	×××		
引当金	×××		
資産除去債務	×××		
.....	<u>×××</u>		
流動負債合計		<u>×××</u>	
負債合計			×××
純資産の部			
I 資本金			

寄附金債務	×××		
前受受託研究費等	×××		
前受受託事業費等	×××		
短期借入金	×××		
<u>一年以内返済予定長期借入金</u>	<u>×××</u>		
<u>一年以内償還予定公立大学法</u>	<u>×××</u>		
人債	×××		
債券発行差額	<u>×××</u>	<u>×××</u>	
未払金	×××		
未払費用	×××		
未払消費税等	×××		
前受金	×××		
<u>預り科学研究費補助金等</u>	<u>×××</u>		
預り金	×××		
前受収益	×××		
引当金			
(何) 引当金	×××		
...	×××	×××	
資産除去債務	×××		
...	×××		
流動負債合計			×××
負債合計			×××
純資産の部			
I 資本金			

政府出資金	×××	
資本金合計		×××
II 資本剰余金		
資本剰余金	×××	
損益外減価償却累計額（一）	-×××	
損益外減損損失累計額（一）	-×××	
損益外有価証券損益累計額 （確定）（±）	±×××	
損益外有価証券損益累計額 （その他）（±）	±×××	
損益外利息費用累計額（一）	-×××	
民間出えん金	<u>×××</u>	
資本剰余金合計		×××
III 利益剰余金（又は繰越欠損金）		
前中期目標期間繰越積立金	×××	
（何）積立金	×××	
積立金	×××	
当期末処分利益	<u>×××</u>	
（又は当期末処理損失）		
（うち当期総利益（又は当期総損失）	×××	
利益剰余金（又は繰越欠損金）合計		×××
IV その他有価証券評価差額金		<u>×××</u>
純資産合計		<u>×××</u>
負債純資産合計		×××

第7章 キャッシュ・フロー計算書
第64 表示区分

地方公共団体出資金	×××	
資本金合計		×××
II 資本剰余金		
資本剰余金	×××	
損益外減価償却累計額（一）	-×××	
損益外減損損失累計額（一）	-×××	
損益外利息費用累計額（一）	-×××	
資本剰余金合計		×××
III 利益剰余金（又は繰越欠損金）		
前中期目標期間繰越積立金	×××	
（何）積立金	×××	
積立金	×××	
当期末処分利益	×××	
（又は当期末処理損失）		
（うち当期総利益（又は当期総損失）	×××	
利益剰余金（又は繰越欠損金）合計		×××
IV その他有価証券評価差額金		×××
純資産合計		×××
負債純資産合計		×××

第7節 キャッシュ・フロー計算書
第65 表示区分

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注42)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注43)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注44)
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注45)
- 5 国庫納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。
- 6 利息に係るキャッシュ・フローについては、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注46)

<注42> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について

- 1 キャッシュ・フロー計算書においては、一会計期間におけるキャッシュ・フローを業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの三つに区分して表示する。
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、国立大学法人等の通常の業務の実施に係る資金の状態を表すため、教育研究の実施による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。
- 3 国立大学法人等に対して国から交付される運営費交付金については、法人がその業務を行うことを前提に、そのための財源として交付される資金であり、損益計算においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものであるため、その収入額を業務活動によるキャッシュ・

- 1 キャッシュ・フロー計算書には、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けなければならない。(注42)
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。(注43)
- 3 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。(注44)
- 4 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。(注45)
- 5 設立団体納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。
- 6 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、公立大学法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注46)

<注42> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について

- 1 キャッシュ・フロー計算書においては、一会計期間におけるキャッシュ・フローを業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの三つに区分して表示する。
- 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、地方独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表すため、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。
- 3 地方独立行政法人に対して地方公共団体から交付される運営費交付金については、法人がその業務を行うことを前提に、そのための財源として交付される資金であり、損益計算においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものであるため、その収入額を業務活動によ

- ・フローの区分に表示する。
- 4 国又は地方公共団体から交付される補助金等については、国立大学法人等が行う業務の財源として交付される資金であり、損益計算書においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものもあるので、その収入額を業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
 - 5 なお、教育研究の実施による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
 - 6 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得など、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表すため、国立大学法人等の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。
 - 7 国立大学法人等に対して国又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から交付される施設費については、その収入額を投資活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
 - 8 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。
 - 9 国立大学法人等の場合、準用通則法第47条で余裕金の運用先を安全資産に限ってはいるが、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込めることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

- るキャッシュ・フローの区分に表示する。
- 4 国又は地方公共団体等から交付される補助金等については、地方独立行政法人が行う業務の財源として交付される資金であり、損益計算書においても法人の業務の遂行によって最終的に収益計上されるものもあるので、その収入額を業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
 - 5 なお、サービスの提供等により取得した手形の割引による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
 - 6 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得等、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表すため、地方独立行政法人の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。
 - 7 地方独立行政法人に対して地方公共団体から交付される施設費については、その収入額を投資活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。
 - 8 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・支出及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。
 - 9 地方独立行政法人が行う出資は、主として政策目的の資金供給として行われるほか、長期借入れによる資金の調達も法人の業務財源として必要性が認められる場合に限定されている。また、法第43条で余裕金の運用先を安全資産に限る等、本来実施すべき業務以外の資産運用等によって収益を上げることが期待されておらず、これらの活動から生ずる受取利息、受取配当及び支払利息はいずれも法人の業務に起因するものである。このため、損益の算定に含まれる受取利息、受取配当及び支払利息はいずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法に限定する。
 - 10 9にかかわらず、公立大学法人の場合、外部資金による資産運用等に

<注44> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について

1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 有価証券の取得による支出
- (2) 有価証券の売却による収入
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- (5) 施設費による収入
- (6) 施設費の精算による返還金の支出
- (7) 大学改革支援・学位授与機構への納付による支出
- (8) 金銭出資による支出
- (9) 資産除去債務の履行による支出
- (10) 利息及び配当金の受取額

2 ただし、国立大学法人等の通常の業務活動として実施される、出資及び貸付けによる支出等については、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載される。

<注45> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 短期借入れによる収入
- (2) 短期借入金の返済による支出
- (3) 債券の発行による収入
- (4) 債券の償還による支出
- (5) 長期借入れによる収入
- (6) 長期借入金の返済による支出
- (7) 金銭出資の受入による収入

より利息収入等を見込める場合があることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

<注44> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分について

投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 有価証券の取得による支出
- (2) 有価証券の売却による収入
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- (5) 施設費による収入
- (6) 施設費の精算による返還金の支出

(7) 金銭出資による支出（公立大学法人に限る。）

(8) 資産除去債務の履行による支出

(9) 利息及び配当金の受取額（公立大学法人に限る。）

<注45> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について

財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。

- (1) 短期借入れによる収入
- (2) 短期借入金の返済による支出
- (3) 債券の発行による収入（公立大学法人に限る。）
- (4) 債券の償還による支出（公立大学法人に限る。）
- (5) 長期借入れによる収入
- (6) 長期借入金の返済による支出
- (7) 金銭出資の受入による収入

- (8) 民間出えん金（「第82 寄附金の会計処理」により、資本剰余金に計上される寄附金に限る。）の受入による収入
 (9) 利息の支払額

第66 キャッシュ・フロー計算書の様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	- × × ×
人件費支出	- × × ×
その他の業務支出	- × × ×
運営費交付金収入	× × ×
授業料収入	× × ×
入学金収入	× × ×
検定料収入	× × ×
附属病院収入	× × ×
受託研究収入	× × ×
共同研究収入	× × ×
受託事業等収入	× × ×
.....	× × ×
補助金等収入	× × ×
補助金等の精算による返還金の支出	- × × ×
寄附金収入	× × ×
小計	<u>× × ×</u>

- (8) 出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出
 (9) 利息の支払額（公立大学法人に限る。）

第67 キャッシュ・フロー計算書の様式

- 1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。
 (略)
 2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

キャッシュ・フロー計算書
 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	- × × ×
人件費支出	- × × ×
その他の業務支出	- × × ×
運営費交付金収入	× × ×
授業料収入	× × ×
入学金収入	× × ×
検定料収入	× × ×
附属病院収入	× × ×
受託研究等収入	× × ×
受託事業等収入	× × ×
.....	× × ×
補助金等収入	× × ×
補助金等の精算による返還金の支出	- × × ×
寄附金収入	× × ×
小計	<u>× × ×</u>

.....	×××
国庫納付金の支払額	<u>-×××</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	-×××
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	×××
施設費による収入	×××
施設費の精算による返還金の支出	-×××
大学改革支援・学位授与機構への納付による支出	-×××
金銭出資による支出	-×××
資産除去債務の履行による支出	-×××
.....	×××
小計	<u>×××</u>
利息及び配当金の受取額	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
国立大学法人等債の償還による支出	×××
国立大学法人等債の発行による収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
民間出えん金の受入による収入	×××
.....	×××

.....	×××
設立団体納付金の支払額	<u>-×××</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	×××
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	-×××
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	-×××
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	×××
施設費による収入	×××
施設費の精算による返還金の支出	-×××
<u>金銭出資による支出</u>	<u>-×××</u>
資産除去債務の履行による支出	-×××
.....	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	×××
短期借入金の返済による支出	-×××
<u>公立大学法人債の発行による収入</u>	<u>×××</u>
<u>公立大学法人債の償還による支出</u>	<u>-×××</u>
長期借入れによる収入	×××
長期借入金の返済による支出	-×××
金銭出資の受入による収入	×××
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出	-×××
.....	×××

小計	×××
利息の支払額	-×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額（又は減少額）	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

第10章 附属明細書及び注記

第76 附属明細書

国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注49）

- (1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第90 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2) たな卸資産の明細
- (3) 無償使用国有財産の明細
- (4) P F I の明細
- (5) 有価証券の明細
- (6) 出資金の明細
- (7) 長期貸付金の明細
- (8) 長期借入金の明細
- (9) 国立大学法人等債の明細
- (10) 引当金の明細
- (11) 資産除去債務の明細
- (12) 保証債務の明細
- (13) 資本金及び資本剰余金の明細

小計	×××
利息の支払額	-×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 資金に係る換算差額	×××
V 資金増加額（又は減少額）	×××
VI 資金期首残高	×××
VII 資金期末残高	×××

第10節 附属明細書及び注記

第77 附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注49）

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2) たな卸資産の明細
- (3) 有価証券の明細
- (4) 長期貸付金の明細
- (5) 長期借入金の明細
- (6) 公立大学法人債の明細（公立大学法人に限る。）
- (7) 引当金の明細
- (8) 資産除去債務の明細
- (9) 保証債務の明細
- (10) 資本金及び資本剰余金の明細

- (14) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (15) 業務費及び一般管理費の明細
- (16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (17) 国等からの財源措置の明細
- (18) 役員及び教職員の給与の明細
- (19) 開示すべきセグメント情報

- (20) 寄附金の明細
- (21) 受託研究の明細
- (22) 共同研究の明細
- (23) 受託事業等の明細
- (24) 科学研究費補助金の明細
- (25) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第77 注記

- 1 国立大学法人等の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他国立大学法人等の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。
- 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注50) (注51) (注52) (注52の2) (注53) (注54) (注55)

<注51> 重要な会計方針等の開示について

- 1 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - (2) 表示方法の変更を行った場合には、その内容

- (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細
- (14) 役員及び職員の給与の明細
- (15) 開示すべきセグメント情報
- (16) 業務費及び一般管理費の明細 (公立大学法人に限る。)
- (17) 寄附金の明細 (公立大学法人に限る。)
- (18) 受託研究の明細 (公立大学法人に限る。)
- (19) 共同研究の明細 (公立大学法人に限る。)
- (20) 受託事業等の明細 (公立大学法人に限る。)
- (21) 科学研究費補助金等の明細 (公立大学法人に限る。)
- (22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第78 注記

- 1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。
- 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注50) (注51) (注52) (注53) (注54)

<注51> 重要な会計方針等の開示について

- 1 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 会計処理の原則又は手続の変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - (2) 表示方法の変更を行った場合には、その内容

(3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容、及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

2 会計方針とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

- (1) 運営費交付金収益の計上基準
- (2) 減価償却の会計処理方法
- (3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
- (4) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- (6) 債券発行差額の償却基準
- (7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (8) 未収財源措置予定額の計上基準
- (9) 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

3 表示方法とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく表示するために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

<注55> 産業競争力強化法第22条に基づく出資に関する注記

産業競争力強化法第22条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた場合には、当該有価証券を発行する認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要、当該認定特定研究成果活用支援事業者の財務状況及び投資事業有限責任組合の活動状況について注記するものとする。

(3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

2 会計方針とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

- (1) 運営費交付金収益の計上基準
- (2) 減価償却の会計処理方法
- (3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
- (4) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- (6) 債券発行差額の償却基準（公立大学法人に限る。）
- (7) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (8) 未収財源措置予定額の計上基準
- (9) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

3 表示方法とは、地方独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した表示の方法（注記による開示も含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

※公立大学法人においては、産業競争力強化法第22条に基づく出資は可能となっていないため、対応する規定は不要。

第11章 国立大学法人等固有の会計処理

第85 特定の有価証券の会計処理国立大学法人等が保有する有価証券のうち、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第14条の3第1項の指定を受けた有価証券については、当該有価証券に係る損益相当額は、損益計算上の費用及び収益には計上せず、資本剰余金を増減することとする。（注64）

<注64> 特定の有価証券の会計処理について

- 1 本会計処理は、産業競争力強化法第22条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得する有価証券に係るものである。
- 2 産業競争力強化法においては、国立大学法人等の技術に関する研究成果を、その事業活動において活用して事業活動を行う者に対し、資金供給その他の支援を実施しようとする者は、特定研究成果活用支援事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。国立大学法人等は、この認定を受けた特定研究成果活用支援事業者に対して、文部科学大臣による認可を受けた上で、必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うこととなる。
- 3 このように、特定研究成果活用支援事業に係る有価証券を国立大学法人等が取得するに当たっては、文部科学大臣及び経済産業大臣による特定研究成果活用支援事業計画の認定、文部科学大臣による出資の認可を経て行うものであり国立大学法人等の判断のみで実施できるものではない。
- 4 また、認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業を実施する認定特定研究成果活用支援事業者に対し行われる出資は、国立大学法人等の財務状況に与える影響が大きく、適切な会計処理を行うことを通じて、利害関係者や国民に対し、国立大学法人等の教育研究に係る財務情報を適切に開示する必要がある。
- 5 このため、会計処理としてはこの有価証券に係る投資事業有限責任組合損益に相当する額、評価損に相当する額、財務収益に相当する額及び

第11節 地方独立行政法人固有の会計処理

※公立大学法人においては、産業競争力強化法第22条に基づく出資は可能となっていないため、対応する規定は不要。

売却損益に相当する額については、国立大学法人等の損益計算には含まれないものとする。

- 6 具体的には、取得資産の内容等を勘案すれば、国立大学法人等の財産的基礎の増加又は減少と考えるべきことから、国立大学法人等の資本剰余金を直接増減することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までには別途特定された有価証券に限り行うものとする。
- 7 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第85 特定の有価証券に係る会計処理」の規定に基づく損益外有価証券損益相当額（確定）及び損益外有価証券損益相当額（その他）を表示しなければならない。これは、国立大学法人等の財産的基礎の増減の程度を表示し、当該有価証券に係る情報提供の機能を果たすことになる。

第89 債券発行差額の会計処理

- 1 国立大学法人等が事業資金等の調達のために債券を発行する場合には、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。
- 2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。
- 3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする。

第2節 連結貸借対照表の作成基準

第102 連結貸借対照表作成の基本原則

連結貸借対照表は、国立大学法人等及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並びに連結される特定関連会社(以下「連結法人」という。)に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる国立大学法人等及び連結法人相互間の項目を消去して作成す

第88 債券発行差額の会計処理

- 1 公立大学法人が事業資金等の調達のために債券を発行する場合には、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。
- 2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。
- 3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする。

第2款 連結貸借対照表の作成基準

第102 連結貸借対照表作成の基本原則

連結貸借対照表は、地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、連結される特定関連会社に対する出資とこれに対応する当該連結される特定関連会社の資本との相殺消去その他必要とされる地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）

る。

第107 法人税等の期間配分に係る会計処理

- 1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。
- 2 一時差異等に係る税金の額は、独立行政法人会計基準「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。

相互間の項目を消去して作成する。

第107 法人税等の期間配分に係る会計処理

- 1 連結法人の法人税等については、一時差異等に係る税金の額を期間配分しなければならない。
- 2 一時差異等に係る税金の額は、独立行政法人会計基準「第35 法人税等の期間配分に係る会計処理」に準じ、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない。